

## 阿部彩氏論文(日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究)についてのコメント

柴田謙治(金城学院大学現代文化学部)

### 総括的なコメント

阿部彩氏による「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」は、日本の実証研究であり用いられてこなかった Townsend(1979)による相対的剥奪指標 (Relative Deprivation Index) 指標に再注目し、予備調査を通じて日本に適合した項目を選択して、相対的剥奪を分析した、意欲的かつ重要な研究である。

阿部氏が調査を通じて明らかにした「At-Risk グループの相対的剥奪の状況」は、ライフステージや賃金体系の影響による若年層の相対的剥奪率の高さ、高齢者世帯の中でも単身高齢者の貧困、そしてサンプル数は少ないものの母子世帯の相対的剥奪など、貧困論でも重要な課題である。また世帯年収 400～500 万円を「閾」として相対的剥奪が著しくなることを実証し、「世帯所得 400～500 万円の生活水準が人々の考える『現在の日本の社会において、ふつうに生活するための最小限』の生活ぎりぎりのライン」であるという指摘も重要である。ちなみに、松崎久米太郎氏が 1978 年時点のデータにより算出した 4 人世帯の労働者世帯の「標準=最低生活費」は月収 169,902 円であり、江口英一氏・金澤誠一氏が 1996 年のデータを用いて算出した「最低基準生活費」も高齢者単身世帯で月に 143,814 円、常用労働者 4 人世帯で 446,925 円であった。(江口英一編著「生活分析から福祉へ」光生館、1987 年、p244 ならびに、江口英一編著「改訂新版 生活分析から福祉へ」光生館、1998 年、p286 参照)

そして阿部氏が最後に、「これらの知見は、直接、政策・政治的介入を必要とする根拠には結びつかない」とあえて述べられているのは、世帯年収 400～500 万円を「貧困線」として日本全体の貧困率を測定し、生活保護の基準に適用した場合の困難を想定されているからかもしれない。社会政策が安全網として機能しているイギリスでは、ラフ・スリーパーの貧困以外に、インナー・シティや農村における定住的貧困である”deprivation”も一定の量で存在するため、”deprivation”に基づいて貧困線を引く作業が説得力を持つ。しかし私見では、日本では路上生活者の極貧と大きくへだたる水準に「私たち」の標準的な生活があり、母子世帯のなかでも生活にゆとりのない世帯や単身高齢者、外国人が居住する市営住宅などの deprivation をイメージできる地域や生活は、「見えにくい」ため、世帯年収 400～500 万円を公的扶助の「貧困線」に直結させると異論も噴出する可能性もある。それゆえに本研究のような貧困線についての科学的な研究を、地道に積上げる作業が重要なのである。